

## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国からの事業撤退

### 1. 事業撤退の方法及び概要

中国に子会社等を有する日本法人に対して、中国からの事業撤退の方法として、次のものがあります。

#### ① 解散・清算

中国子会社の経営期間が満了し、又は継続経営が困難となる場合、中国子会社を解散することができます。解散した後の清算方法は下記の通りとなります。

- イ) 普通清算 企業が自主的に清算委員会を組織できる場合
- ロ) 特別清算 下記ハ以外の理由で企業が清算委員会を組織できない場合
- ハ) 破産清算 債務超過に陥り、債務の弁済ができない場合

#### ② 出資の譲渡

株主は会社の解散に合意できない場合、又は企業の清算手続きに時間及び人力を投入できない場合は、中国子会社の出資を譲渡する方法も考えられます。

#### ③ 減資

中国の会社法により、投資総額や生産経営規模に著しい変化等あった場合、認可機関の許可を得て、減資することができます。しかし、実務上未払込部分のキャンセルを除き、外資系企業の減資は極めて困難です。

#### ④ 休眠

中国の企業が正当な理由がなく、連続6ヶ月間以上経営活動を停止している場合、所轄登記機関はその営業許可を取消すことが出来るため、中国子会社の長期間の休眠は実務上不可能です。

#### ⑤ 組織再編

中国に既に何箇所も進出している企業であれば、不採算地域の企業を他の地域の収益企業に吸収合併させ、規模縮小を図る方法もあります。

### 2. 中国子会社を清算する際の注意点

中国子会社の清算を検討する際には、以下の点を注意する必要があります。

#### ① 優遇税制の取消

中国子会社が優遇税制の適用を受けている場合、清算することによって適用条件を満たさなくなり、遡及して納税をしなければならないケースがあります。優遇税制の例として次のものがあります。

- イ) 企業所得税<sup>1</sup>「二免三減」制度・・・経営期間が10年以上
- ロ) 「奨励類企業<sup>2</sup>の輸入設備の関税及び増値税の免除」制度・・・5年間にわたって指定事業に供すること
- ハ) 地方補助金・・・経営期間が一定期間以上

<sup>1</sup> 企業所得税は、企業およびその他団体が中国で取得する所得に対して課税される税金であり、日本の法人税に類似する税金です。

<sup>2</sup> 奨励類企業とは、中国商務部が公布する「外商投資産業指導目録」の規定により、外国による投資が奨励される業種を主たる事業とする企業のことです。



# Grant Thornton

An instinct for growth™

## ② 潜在債務の洗い出し

会社解散の場合の潜在債務として、取引先との契約解除による違約金、従業員の解雇費用および過少申告税金などが挙げられます。

## ③ 税務調査

会社を清算する手続きの一つとして、税務登記の抹消があります。その際、所轄税務局からの税務調査を受けなければならないため、3ヵ月～6ヵ月かかる場合もあります。

### お見逃しなく！

日本法人が中国子会社を解散または出資を譲渡するために、債務の引受けや債権放棄等、損失負担をする場合があります。その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由がある場合を除き、当該損失負担額は寄附金の額とみなされるリスクもありますので、注意が必要です。